# 民主市民クラブの平成30(2018)年度

# 中間期における政策推進及び9月補正予算等に関する要望書に対する回答

平成30(2018)年9月10日

今年度の財政状況は、県税収入が前年度並みにとどまっていることから、現時点では、当初予算に計上した一般財源の 確保は予断を許さない状況にある。

こうした中にあって、平成30(2018)年度9月補正予算については、御要望の趣旨を十分に踏まえ、安全で安心な暮らしの実現、強みを生かした産業の振興など、県民生活に関わる緊要な課題に適切に対処することとして編成した。

要望事項に対する回答は、次のとおりである。

口

答

# 1 関西圏等における本県の発信力強化について

関西圏等における本県の情報発信力を強化するため、7月30日に栃木県大阪センターが開設された。センターでは本県の優れた立地環境を生かした企業誘致活動を強化するとともに、旅行エージェントに対する観光プロモーションや観光物産展への出展、いちごをはじめとする農産物等県産品の販路拡大など、関西圏等における県人会等との連携を図りながら本県の魅力の情報発信に積極的に取り組んでいくとしている。7月31日に大阪で行われた「観光キャラバン」において「東京を越えて北に行く心理的な壁」があることや、「認知度向上については行政を中心に地道に行うしかない」などの意見が示される中、県内市町における関西圏等との連携を確認し、多様なアプローチによるプロモーション活動を展開されたい。

また、現在県人会等の高齢化が進み会員数も減少 傾向にあることから、これらの課題の解決に向け県 人会の支援に取り組むこと。さらに、農産物等県産 品の販路拡大について先ずは現在の流通状況等の詳 細調査を行い、更なる販路拡大に取り組まれたい。

# 2 とちぎ創生の深化について

2019年度までを計画期間とするとちぎ創生15戦略の中間年である昨年度の取組に関する現状評価では、「とちぎに安定したしごとをつくる」ための製造品出荷額等や園芸産出額及び農産物輸出額、観光消費額等、また、「新しいひとの流れをつくる」ための県内への年間移住者数や、とちぎUIターン就職促進協定締結校における本県への年間就職者数など、設定した重要業績評価指標(KPI)31項目のうち24項目で「概ね順調」な成果が得られていることは、計画最終年度に向けたとちぎ創生の深化を加速させる上で期待が高まる。

しかし、13年連続で首都圏を中心とした本県からの人口転出超過の状況に歯止めがかからない中、若者の定着促進に関する県内大学生・短大生の県内就職率の進捗状況も十分とは言えず、ひとの還流推進では県外大学に進学した学生の4割がUターンを希望するも、県内企業への就職率は3割程度となっている。また、とちぎ結婚支援センター開設以降、小山・那須塩原市でのセンター設置に伴い会員登録者数は順調に推移し、交際件数も増加傾向にあるものの婚姻件数は年次目標値を下回っている。

大阪センターを拠点に、企業立地セミナーの開催等を通じて、本県の優れた立地環境や優遇制度の情報発信を行うなど、戦略的な企業誘致に取り組むとともに、県内市町や観光関係団体等と連携を図りながら観光資源や県産品等の情報を積極的に発信し、旅行エージェントに対する観光プロモーションや観光物産展への出展など、多様なアプローチで観光誘客に取り組んでいく。

関西圏における本県の情報発信のためには、関西県人会との連携が重要であることから、その活動を積極的に支援するほか、いちごのテストマーケティング等を実施するなど、県産農産物の販路開拓にも取り組んでいく。

とちぎ創生15戦略については、昨年度に引き続き、実績 値が目標値を上回った一部のKPIについて見直しを行う。

また、人口動態に関するKPIの改善に向け、合同移住相談会の開催や「とちまる就活アプリ」の利用促進、「とちぎ未来人材応援事業」の対象奨学金の拡充、就職促進協定締結校との連携強化等によりUIJターンを一層促進させるほか、とちぎ結婚支援センターにおいて、システムを活用したマッチングサービスに加え、結婚相談員によるきめ細かな支援を行う等、各種施策の充実・強化を図る。

なお、次期戦略については、国の方針等を踏まえ適切に対応するとともに、地方自治体の創意工夫が最大限発揮できるよう、計画期間の柔軟な設定を求めるとともに、必要な財源の確保、地方創生関連交付金の要件緩和について、引き続き国に要望していく。

口

答

このため、評価会議の検証結果を踏まえ、KPIの実績値が目標値をクリアしたものなどは更なる高みを目指し、目標値の見直しを行う一方、若者の県内での就職促進に向けた企業情報の提供、「とちぎUIJターン応援団」登録企業の増、就職支援担当者向け企業見学会の充実、インターンシップを行う企業と参加者への費用助成等創設や県内企業に就職した学生の奨学金返還支援制度の要件見直しなど施策のブラッシュアップを図ること。婚姻件数の引上げに関しては、AIを活用したシステム導入によりマッチングサービスの充実に取り組むなど、結婚支援の一層の強化を図られたい。

また、15戦略最終年度を前に総合戦略の目的である人口ビジョンの実現に向け、これまでの評価会議の検証を踏まえ、「15戦略2期計画(仮称)」策定にあたっての検討会を今年度中に設置するとともに、中長期的な展望のもと、とちぎ元気発信プランとの計画期間の同一設定による取組みの一体化と連続性、効率化を図ること。15戦略2期計画においては、人口減少に関する構造的課題克服へ抜本的な対策を講じるとともに、戦略の大胆な実行にあたり国の地方創生関連予算の十分な確保及び地方創生関連交付金の要件緩和を国に働きかけること。

# 3 大阪府北部地震によるブロック塀倒壊事故に伴う 県の対応について

今年6月に発生した大阪府北部地震による小学校の塀倒壊に伴う児童の死亡事故をもとに、本県が行った県有施設等の安全点検結果では、ブロック塀等を有する338施設のうち、現行の建築基準法に適合していなかった施設数は160か所で総延長約1万1千mに上った。

緊急に対策を要する危険性のある塀等は認められないものの、今回の安全点検は塀の高さや厚さ、控え壁の状況などの外観について現行法令における適否を確認したものであり、鉄筋の有無など塀内部等の調査は一部にとどまることから、引き続き調査を行ったうえ、その結果に基づき早急に対策を講じること。

また、市町立学校や私立学校等が行った点検結果における対応について、県として状況に応じた必要な指導・助言に努める一方、民間及び個人所有のものについては、市町と連携し速やかな点検行動を促すとともに、技術的な点検ポイントに関する情報提

県立学校等を含む県有施設におけるブロック塀等について、現行の建築基準法に適合していない施設を相当数確認したことから、今後、地震により倒壊し、人的被害が生じる恐れがある塀等について、各施設の状況に応じて撤去・新設等の対策を早急に講じ、県民の安全確保に努めていく。

市町教育委員会及び私立学校等に対しては、改めて安全対策を講じるよう通知しており、連携を密にしながら、児童・生徒のための安全・安心な環境づくりに努めていく。

また、ブロック塀等の所有者に対しては、図解リーフレットを活用し、市町や関係団体等と連携して安全確認や安全対策等の必要性について周知していく。

なお、国に対しては、引き続き様々な機会を捉え、ブロック塀等の撤去・改修への財政的支援を求めていく。

	(単位:千円)		
要 望 事 項	回	答	
供や指導に加え、専門業者の紹介等を行うなど支援 体制に万全を期すこと。	○県庁舎等ブロック塀等緊急対策事業費	182, 000	
さらに、点検結果に基づくブロック塀等の撤去に 関する支援が、国により措置されるよう知事会等を 通じ働きかけられたい。	○県立学校ブロック塀等緊急対策事業費	401,000	
	○警察施設ブロック塀緊急対策事業費	218, 000	
4 女性自立支援体制の充実について 親の子どもへの虐待が後を絶たない。その背景に	婦人相談員の専門性の向上を図るため、	各種研修会や民間	
はDVが大きく影響している。小児期に面前DV等の虐待を受けると、成人しても脳や精神への影響に	支援団体を含めた関係機関とのネットワーク会議を開催しているほか、全国規模の研修会に派遣し、困難事例の検討や研究に対してはおされている。		
より、人間関係形成に支障が出るという研究結果が 出ている。DV被害者であり、子どもへの虐待加害 者でもある母親もかつて子どもの時に被虐待児だっ	めている。		
たと言うことも少なくないことから、DVは虐待の 連鎖を生む大きな原因ともなっている。	今後も、DV被害者や性暴力被害者に寄り添った支援が図られるよう、婦人相談員の人材育成・資質向上に取り組んでいく。		
そのため、DV被害者への支援は虐待の連鎖を断 ち切るためにも、最も充実していかなければならな	また、婦人相談員の勤務条件については		
い。現在、とちぎ男女共同参画センターを中核とし て、一時保護、自立支援など支援に取り組んでい			
る。しかし、DVや性暴力被害者の支援に携わる婦 人相談員には、被害女性の自己決定を尊重し、様々			
な問題を「人権問題」として考え、被害女性の立場 に立った権利擁護などをサポートし、多岐にわたっ			
た専門性を持つアドボケイト(支援・擁護等)がし			

つ重要な支援職としての位置づけを明確にして人材 育成を早急に図られたい。

婦人保護業務関係職員研修は年5回開催されているが、婦人相談員の専門性の更なる向上を促進するため、実践の場での経験が重要になってくる。そのため、長年の支援実績のある民間のノウハウを取り込みながら、経験を積み上げるには、婦人相談員の身分の安定化と、雇用期間延長も含めた継続性を持

っかりとできることが求められる。

口

答

# 5 指定廃棄物最終処分場問題について

県政最大の課題の一つと言われ続け、既に5年目を迎えた指定廃棄物最終処分場問題については、詳細調査の候補地とされた塩谷町の強い反発により、 未だに解決の見通しは立っていない現状である。

そうした状況の打開策として環境省は昨年7月、 指定廃棄物を一時保管している6市町に対し、指定 廃棄物の集約化と減容化を提案した。しかし、関係 市町の一つである那須町から、集約先の周辺住民の 反発を懸念する意見が出たため合意には至っていな い。その後、今年3月新たに就任した那須町長は先 頃、暫定集約容認に向けた意向を表明した。

これを受けて環境省は、他の5市町の意向も改めて確認を進めるとしているが、県においても環境省と市町との協議へ積極的に関与し、長期化する一時保管農家の負担軽減に尽力されたい。

# 6 大規模太陽光発電施設建設について

本県では、太陽光発電事業者による適切な事業実施のための自主的な取組を促し、防災・環境保全・景観保全等の面から太陽光発電施設と地域との調和を図ることを目的として「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」を策定した。この指導指針は、固定価格買取制度の調達期間に限られるものではなく、太陽光発電設備の企画立案から当該発電設備の撤去及び処分が終わるまでを適用期間と定めており、また、事業者に対しては、「立地を避けるべきエリア」や「立地に慎重な検討を要するエリア」等を示している。

最近では、防災面で、平成30年7月豪雨等において、土砂崩れによる大規模太陽光発電施設の崩落により、地域住民が不安を感じるなどの事例も発生している。また、県内では、日光市足尾地区において、山林の大規模伐採を行い、環境並びに景観保全、更には近隣住民への水源を侵す恐れのある大規模太陽光発電事業が進められようとしており、現在までに、県立自然公園条例に基づく「普通地域内工作物新築行為の届出」も行われている。

本県の指導指針は、太陽光発電施設の企画立案から撤去・処分までを適用期間と定めているにも関わらず、法令による制約がないことなどから「立地を避けるべきエリア」における施設整備について適正な立地誘導が出来ないことは、本県の環境保全や景観保全等を守るといった指導指針の目的を達成でき

指定廃棄物問題の早期解決に向け、これまでも国に強く働きかけており、特に保管農家の負担軽減については、優先的に対応するよう国に要請してきたところ、国からも市町ごとの集約化について提案がなされた。

引き続き、関係市町の意向も十分に伺いながら、市町ごとの集約化に向け、国と市町との調整に努めるなど、積極的に 役割を果たしていく。

太陽光発電施設の設置に当たっては、地域において防災や環境上の課題が顕在化したことから、国は平成29(2017)年4月に再生可能エネルギー特別措置法(FIT法)を改正の上、事業計画策定ガイドラインを制定して、事業者が遵守すべき事項等を定めた。

県においては、国のガイドラインを補完し、国立公園などを「立地を避けるべきエリア」に設定するなど、事業者による太陽光発電施設の適切な設置・運営を図ることを目的として、平成30(2018)年2月に「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」を策定し、4月から運用を開始したところである。

環境保全等の観点から、引き続き、より一層市町と連携するとともに、国のガイドライン及び県の指導指針を適切に運用することにより、太陽光発電施設が適正に設置されるよう取り組んでいく。

						(単位:千円)
	要	望	事	項	回	答
こ( 国立: ため) の条(	公園や県立 こも、太陽 列整備を早	とから、注 自然公園 光発電施 急に行う	本県の生物の自然環境 の自然環境 設に対する こと。	る。 勿多様性、更には 意保全を実現する る立地誘導のため <b>けた対策について</b>		
2れを2づ林れを業めをま職、人費	0~5段のく眾(受客)加た員執員の1こ置1り境間け遂県速、の行確年を、年民与や、の市る林件あが度受具度税税人市た町こ環費た市	よけ体か」(材町めにと境等っ町りて的らと仮育のの加。譲へてに森、な第の称成森体えー与のはと林県準二使)、林制て一税充、っ	環で備期途の担環づ、 (当専て境はを対区使い境く森 仮が門求譲、進策分途手譲り林 称出性めら現めがのが確与が整 )来をらりまりががない。	说(仮称)が導入 E、市町との協議	国が定めた森林経営管理制は、市町とともに「とちぎ森市町が抱える人材確保や技術もに、森林整備の進め方や業協議・検討を進めている。 今後、市町の円滑な事業の等の意見も聞きながら、的確また、市町の実施体制の確れるよう、国に対して要望し	保に向け、適切な措置が講じら

要 望 事 項

口

答

# 8 気候変動適応法に関する本県の対応について

今夏の猛暑は観測史上初を記録し、西日本等で発生した豪雨は土砂崩れや洪水による大きな被害をもたらしている。地球温暖化による異常気象と見られるが、洪水や土砂災害による人命にかかわる災害の他にも米や野菜、果実の産地の変化、海水温の上昇による魚介類の養殖への影響等、人体においては熱中症の多発や熱帯病の流行の可能性など様々な不安と課題が山積している。

このような中、本年6月に「気候変動適応法」が 成立した。自治体独自の「適応計画」づくりと気候 変動の影響等の情報収集・提供を行う拠点機能を担 う「地域気候変動適応センター」を地方公共団体の 環境研究所や地方の公立大学等に確保することを努 力義務とし、国と自治体が連携し広域協議会を発足 させるなどして、総合的に気候変動による適応策を 講じ被害を軽減させていくこととしている。

徳島県ではすでに2017年1月、「脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」を施行した。温室効果ガスの排出の抑制を基本に、事業者には環境マネジメントシステムの導入、温室効果ガスの排出量の多い事業者に対しては排出削減計画書の提出を義務付けている。

また、県民にはフードマイレージ等を配慮した生活様式の転換などを求め、その他、農作物の栽培技術の開発や、交通、建築物、森林施業に関する環境への配慮等々、県を挙げて温暖化対策に取り組んでいる。

県としても気候変動適応法を受けて、大学をはじめとする関係機関と連携して対策を講じ、各市町に、気候変動に対する喫緊の対応を促していくべきと考える。

栃木県環境基本計画における地球温暖化に立ち向かう社会づくり(低炭素社会の構築)の強力な推進 と併せて、気候変動対策に係る条例づくりに取り組 まれたい。 国においては、気候変動適応法を制定し、気候変動の影響による被害の回避・軽減に努めることとし、今年中に、農業や自然災害など各分野における適応策や地域での推進方策等を盛り込んだ気候変動適応計画を策定する予定である。

本県においても、引き続き地球温暖化対策に積極的に取り 組むとともに、国の計画策定の動きを注視しながら、県内へ の気候変動の影響の把握や市町への迅速な情報提供を行うな ど、気候変動による被害の回避、軽減に努めていく。

口

答

# 9 介護保険サービスの充実について

介護人材の不足が依然として指摘される中、県高齢者支援計画「はつらつプラン21 (七期計画)」の将来推計によると、2025年の高齢化率は30.4%、要介護・要支援の認定者は108,100人で、65歳以上に占める認定率は18.8%まで増加するという数字が示されている。それに伴い、在宅サービスや施設・居住系サービス量の充実・強化も求められている。一方で、施設整備は整っても介護スタッフの不足により空きベッドが生じるなど、施設の運営に支障が生じている。これらを踏まえ以下について要望する。

(1) 2018年5月に厚生労働省が公表した第7 期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数 によると、2025年度末の介護人材の需要数 は32,535人と見込まれており、サービス 量に必要な介護人材の供給推計数は27,31 5人で5,220人が不足とされている。

また、平成29年度介護従事者処遇状況等調査結果によると、介護職員の給与額の全国平均は1ヶ月当たり前年から13,660円の増となっている。この調査結果や栃木県の状況を踏まえた上で処遇改善を講じ、介護人材の確保を図られたい。

さらに介護現場でのセクハラ問題が顕在化する中、介護スタッフの複数対応など実態に即した人員配置への考慮等、県として対応を講じられたい。

(2) 介護人材の確保対策として、ICTや介護ロ ボットの導入への支援にも積極的に取り組むこ とで、介護職員の負担軽減に取り組まれたい。 また、全国では看護助手と同様の「介護助 手」制度が導入され始め、介護職の業務を細分 化し簡単な周辺作業を担う人材として活用され ている。2015年から三重県では60歳から 7 5歳の元気高齢者を介護助手として活用する 事業所に対し支援を行っており、現在、25都 道府県において同様の取組を行っているところ である。介護助手を活用することで介護職員が 本来の業務に専念することが可能となり、業務 の負担軽減や介護職としての専門性の向上や、 さらに、元気高齢者である介護助手本人の介護 予防にもつながることも期待できる。本県にお いても積極的に取り組んでいただきたい。

介護職員の処遇改善については、これまで数回にわたり行われてきた介護報酬改定を踏まえ、賃金改善が適正に実施されるよう、事業者に対し、引き続き指導を行っていくとともに、国が消費税率の引上げ時に予定している更なる加算拡充を踏まえ、今後とも処遇改善に取り組んでいく。

介護現場でのセクハラ問題については、国が予定している 実態調査や対策マニュアルの作成を踏まえ、事業者への情報 提供・指導・助言等を行っていく。また、人員の配置等につ いては、今後の国における基準や報酬の改定状況を踏まえ検 討していく。

介護従事者の身体的負担軽減や業務の効率化を図るための環境整備として、県では、ICT導入支援セミナーや、介護ロボットの導入に対する補助事業を実施し、介護職員の負担軽減につながる取組を支援してきた。

また、本県においては介護助手制度は導入していないものの、就労意欲の高い中高年齢者が介護職に就くことを促すため、概ね50歳以上を対象とした介護未経験者向けの研修を実施する市町を支援している。

介護の担い手として高齢者の参画を促すことは、地域における多様な人材の参入を促進するとともに介護人材の確保にも資することから、引き続き積極的な支援を実施していく。

答

要 望 事 項

口

# 10 生活困窮者自立支援の学習支援環境整備について

生活困窮者自立支援制度の学習支援について、本 県では、各市町により対象学年はそれぞれではある ものの、比較的早い時期から全市町において実施さ れている。

しかし、地域性も大いにあるかとは思われるが、 県北地域の一部などでは対象となる子どもたちの中 に、学習支援の場所が遠距離のため自力で通えず、 参加することができない子どももいるという。送迎 については、保護者がどの程度可能なのか、全くで きないのか、実態を把握する必要がある。学習支援 を委託されている団体は、限られた予算の中で、学 習支援と送迎を一手に行うには人員不足の状態でも ある。せっかくある支援制度が利用できない子ども がいることは非常に残念である。

一方、全国初の取り組みである子どもの居場所づくりサポート事業においては、開設年度のみの事業補助を延長し、運営の充実に努めていることから、学習支援の送迎についても、送迎専門の方を配置するなど、支援体制の環境整備に対し県の支援を早急に図られたい。

# 11 中小・小規模企業の振興と産業政策の推進について

本県においては、立地する企業の99%以上を中小・小規模企業が占めており、本県産業の成長のためには、これらの企業の活性化をいかに図っていくのかが、重要な課題となっている。本県企業の約6割で後継者が決まっていないといわれる中、経営者が60歳代の企業では約4割で後継者が決まっておらず、その内3割の企業で廃業を考えている状況となっている。

事業承継を取り巻く環境が厳しい中、本県では栃木県事業引継ぎ支援センターだけでなく、全国に先駆けて、県や市町、商工団体、金融機関などで構成されているとちぎ地域企業応援ネットワークの事業承継支援プロジェクトチームを中心に案件を掘り起こし、事業承継のマッチングに努めていると聞いている。ただ、当事者である経営者が後継者探しを始めるのが遅れるケースがあり、70歳を超える相談者も多くいる。経営者が高齢になるほど業績は悪化しやすく承継は難しくなるので、早い段階での事業承継に向けた後押し等、更なる周知・啓発に取り組むこと。

学習支援事業の対象世帯を生活保護受給世帯及び準要保護 世帯等としており、関係機関を通じて広く募集している。そ の際、参加を希望する子どもの学習支援教室への交通手段に ついても確認し、子どもが自力で通うことが難しい場合は、 事業者に送迎サービスを行うよう依頼している。

今後とも、定期的に開催している連絡調整会議や研修等に おいて、各市町と情報共有を図りながら、複数の教室の設置 や送迎サービスの充実等を通じて、学習支援事業の利用が広 がるよう努めていく。

中小・小規模企業の事業承継は、地域経済の持続的発展に とって極めて重要であることから、県においては、とちぎ地域企業応援ネットワークに事業承継支援プロジェクトチーム を設置し、その構成団体である事業引継ぎ支援センターが中 心となって、事業引継ぎ案件の掘り起こし等を行い、経営者 と後継者のマッチングに繋げている。

引き続き、事業引継ぎ支援センターをはじめ、市町、商工 団体及び金融機関等と連携し、事業承継の普及啓発を図ると ともに、国の実施するプッシュ型事業承継支援高度化事業に より、今年度から当該センターに新たに配置したブロックコ ーディネーターを中心に、更なる事業引継ぎ案件の掘り起こ しや事業主などを対象とした個者支援等の体制強化を図って いく。

口

答

また、事業引継ぎ支援センターへの相談件数は2015年度172件、2016年度200件、2017年度250件、成約件数は2015年度6件、2016年度15件、2017年度23件と増加しているものの、今後は2018年度に新たに県北、県央、県南ブロックに配置したブロックコーディネーターを中心に、さらなる相談体制・機能強化に取り組まれたい。

#### 12 観光立県とちぎの推進について

去る6月、「デスティネーションキャンペーン」が終了し、観光誘客における実績が向上したことをはじめ、県民の間に"おもてなし"の気運が醸成されるなど、今後の観光立県推進に向けても様々な成果が挙げられたと認識している。しかしながら、来年の「アフターDC」をはじめ「国立公園満喫プロジェクト」や「東京オリンピック・パラリンピック」さらには「国民体育大会・全国障害者スポーツ大会」等、今後も全国規模のイベントが続くことも想定すると、これまでのイベントで得られた成果と同時に、特に課題についての検証と対策に継続的かつ積極的に取り組んでいく必要がある。

そこで、オール栃木体制という触れ込みをさらに 具現化するため、より幅広く県民参加を促進する施 策とともに、これまでのインバウンド対策の実績を 正確に分析・検証し、その結果を踏まえ、さらなる 周遊性・回遊性の向上や着地型旅行商品の造成等を 通じ、入込数に留まらない宿泊数アップにも繋がる 施策の展開に努められたい。首都圏に近接する立地 的条件や交通アクセスの好条件を売りにした本県独 自の強みを活かしたPR、加えて2020年4~6 月に開催される群馬DCなど近隣県との広域連携に よるスケールメリットを活かした取組みを図るこ

WEBやSNSを駆使したタイムリーな、またアプリやパンフレットの活用による、より使いやすく便利な情報発信の拡充、大手旅行会社による企画との十分な連携強化と、地元旅行業者の活性化も含めた今後の関係強化を図られたい。

現在、県内5つの地域分科会を主体として、デスティネーションキャンペーン(DC)の検証作業を行っており、来年春のアフターDCに向け、必要な改善を図るなど準備に万全を期していく。また、2022年のいちご一会とちぎ国体等に向けて、DCの成果を「DCレガシー」として継続・発展させ、「観光立県とちぎ」の実現に向けて積極的に取り組んでいく。

また、今後、国全体で増加が見込まれるインバウンド需要を含め県内へ多くの観光客を呼び込むため、着地型旅行商品の造成や、旅行会社による販売促進等の支援に取り組むほか、周遊性や回遊性の向上にもつながる電子版「本物の出会い 栃木パスポート」の利用を促進するなど、入込数や宿泊数の増加につなげていく。

さらに、近隣県や県内外の旅行会社とも積極的に連携するとともに、SNSやパンフレット等、様々な媒体を活用して情報発信力の強化を図るなど、全国に向け本県が誇る多彩で魅力的な観光資源や農産物を含む県産品等のPRを図ることにより、本県のブランド向上等にも取り組んでいく。

答

要望事項

口

# 13 とちぎ農産物輸出戦略の推進について

昨年度、県では2020年度までの5か年を計画期間とする「とちぎ農産物輸出戦略」を改定し、主要品目である「なし」「いちご」「コメ」の輸出対象国にベトナムや米国、EUなどを追加するとともに、最終年度の輸出目標額を3億円から4億円へと上方修正した。

現地バイヤーとの連携による販路拡大等の取組の 成果もあり、昨年度の県産農産物の輸出額は、前年 度比10%増の3億5百万円余と初めて3億円を突 破したところである。

国全体においても、先頃、農水省が発表した今年 上半期(1~6月)の農林水産物・食品の輸出実績 によれば、前年同期より10%以上増えて4千億円 超となり、6年連続で過去最高を更新している。

こうした中、日本の農産物・食品の最大輸出先である香港は7月、本県を含む4県の輸入停止措置を条件付きで緩和したことから、今年度実施の米国・UAEでの市場調査の取りまとめと合わせ早急な輸出促進戦略の見直しを図り、香港向けのプロモーションや現地バイヤーの開拓・連携強化など、今回輸入停止が緩和された4県による共同事業も視野に入れ、事業の具体化に今年度中に取り組むこと。

また、県産農産物の輸出実績のうち牛肉及び花卉が大部分を占めていることから主要品目のなし・いちごとともにコメについても継続的なプロモーション活動に努められたい。加えて、輸出先が求める国際的な食品安全規格である「グローバルGAP」等の取得支援を加速するとともに、国際的な衛生管理基準を満たす食肉加工施設設置に向け、引き続き支援を行うこと。

なお、JA全農は8月に、本県農産物の輸入停止 措置が執られている4国・地域のうち、台湾に現地 事務所を開設した。台湾は、香港・米国に次ぐ日本 の輸出先であることから、JAの現地農畜産物の輸 出拡大活動とも連携しながら、引続き輸入停止措置 の解除へ努力されたい。 香港は、県産農産物の輸出を拡大していくための重要な市場であることから、いちごや梨等の輸出拡大に向けて、本年12月から効果的なプロモーション等を展開し、様々な機会を捉えた現地でのPR活動やバイヤーとの関係構築等に取り組んでいく。

また、国内外の情勢変化等を踏まえ、輸入停止措置の解除 について国への働きかけを行うとともに、新たな輸出先や品 目の開拓に努めていく。

併せて、相手国や取引先の要求に応えられるよう、「グローバルGAP」等の食品安全規格の取得を目指す産地への支援や、国際的な衛生管理基準を満たす新たな食肉センターの整備への支援に引き続き取り組んでいく。

○とちぎ農産物香港プロモーション事業費 5,366

要 望 事 項

口

答

# 14 主要農作物種子法廃止に伴う本県の対応について

本年4月に主要農産物種子法(以下「種子法」)が廃止された。この法律は、安定的に優良な品種の米・大麦・小麦・大豆の種子の生産を行うため、都道府県の責任を規定した法律であったが、今回の廃止により、都道府県は、審査から助言・指導へと今後の対応も変わってきている。

種子法廃止に対する本県の2018年産における対応は、平成30(2018)年3月30日付けで県から通知されたが、その要旨は、種苗法に規定された「指定種苗の生産等に関する基準」の順守状況の確認によって行うこと、また、平成29年11月15日付け農林水産事務次官通知を踏まえ、種子法廃止後も、本県に普及すべき品種を明確にする取組や、原種生産の業務を継続することを基本に、今後の種子供給の在り方について検討を続けることとしている。

今年度は、JAをはじめとする種苗業者の要請に 基づき、種子生産ほ場や調整された種子の品質確認 作業に対し、必要な助言・指導を行い、種苗業者の 技術力向上を支援するとしているが、全国的には、 種子法廃止に伴い、種子の安定確保に必要な条例を 制定する動きも出ている。

本県の主要農産物の安定供給のためには、優良種子が不可欠であることから、本県のこれまでの知的財産権の対応等も踏まえ、今後の種子生産から供給までの明確な運用方針を定めると共に、本県独自の条例化の検討等、本県が種子生産、供給に責任をもつよう、早急に検討すること。

種子法廃止の趣旨を踏まえ、今後の種子の安定供給体制を確立するため、平成29(2017)年10月に、栃木県米麦改良協会、農業団体、行政機関を構成員とした「主要農作物の種子供給のあり方検討会」を設置したところであり、農業者をはじめとした関係者の意見・要望や他県の状況等も踏まえながら、法廃止後の種子供給のあり方について、引き続き検討していく。

要 望 事 項

口

答

# 15 ネオニコチノイド系農薬の影響実態把握について

私たちが毎日食べている野菜や果物の実りに、ミツバチがとても大きな役割を果たしている。「世界の食料の9割を占める100種類の作物種のうち、7割はハチが受粉を媒介している」と国連環境計画(UNEP)が2011年に報告している。

地球規模での生物多様性の危機が問題となっているが、ミツバチの花粉交配なしでは花粉媒介は成り立たない。ミツバチは生態系だけではなく、人間にとっても経済界にとっても重要である。ミツバチは行動が複雑で神経が非常に発達した昆虫で、少しの環境変化で影響を受ける環境指標生物ともいわれる。今、そのミツバチが、養蜂業者や農作物生産者から激減していると不安の声が寄せられている。県央のある梅農家では、例年の6割減の収量になってしまったという。

ミツバチの激減(失踪)は様々な原因が複合的に影響を与えているといわれるが、その中でも原因とされているのがネオニコチノイド系農薬である。すでにEUでは2013年に一部使用禁止、2018年屋外全面禁止としているが、我が国は、一部残留基準値緩和をとっている。

そこで、県としては、まず以下のように、ミツバチの実態調査をすべきと考える。受粉時期に農家にミツバチを貸出している養蜂業者の貸出需要の推移とミツバチの帰巣率、同時に、りんご・梨・梅農家の個別のここ数年の収穫量の推移を調査し、地域性についても明らかにされたい。

# 1 6 平成30年7月豪雨に伴う農業用施設(ため池) の緊急点検と対応について

西日本での広範囲にわたる豪雨が大きな被害をもたらすなか、ため池の決壊による被害も相次いだ。同災害による政府対策本部では、家屋や公共施設に被害を与える恐れのあるため池の緊急点検を行うこととした。県では県内501か所のため池に関し東日本大震災を受けて一斉点検を行った結果、決壊した場合に住民や公共施設等へ影響を与える恐れのある大規模なため池を「防災重点ため池」として8か所指定している。

平成30年7月豪雨をもとに市町と連携し、改めて下流域に1軒以上の人家や公共施設があるため池の緊急点検に取組むとともに、点検の結果、変状が確認され、対策が必要な施設がある場合には、必要

国は、農薬の使用と蜜蜂の減少事例との関連性を把握するため、そうした事例が発生した際の農作物栽培状況や農薬の使用履歴等を調査する「蜜蜂被害事例調査」を実施しており、今後も国と連携の上、蜜蜂被害の実態把握に努めていく。

下流域に人家や公共施設のあるため池について、関係市町や施設管理者と連携して緊急一斉点検を実施したところであり、漏水や破損等が確認されたため池については、今後、詳細調査を行うとともに、調査結果を踏まえた必要な対策について、施設管理者に対し指導・支援していく。

また、防災重点ため池については、関係市町に対し、ハザードマップ作成に向けた技術的支援を行うとともに、早期の公表を促していく。

(単位:千円) 要 望 事 項 口 答 な予算措置を図られたい。 また、8か所の防災重点ため池のうちハザードマ ップ作成は6か所であり、公表は2か所に止まって いる。よって、残る指定個所のハザードマップ作成 及び公表について、関係自治体・地元関係者との調 整を促し、更なる減災対策に努めること。 17 多様な農地活用による農家の所得向上について 農業を取り巻く環境が稲作を中心に依然として厳 営農型太陽光発電、いわゆるソーラーシェアリングについ しい中、昨年閣議決定された「未来投資戦略201 ては、営農を継続しながら農地の上部空間で再生可能エネル ギーを生産することができるものである。 7」では、「農地の有効活用及び農業者の所得向上 に資する営農型太陽光発電の促進策を検討する」と 一方、周辺農地の効率的な利用や農業用排水施設の機能等 した。これは国としていわゆるソーラーシェアリン に支障を及ぼすおそれがないことなど、一定の配慮が求めら グを、農業政策の一つとして位置づけていくという れる。 方向性を示したものであり、農業と発電事業のマッ 今後とも、農業生産の維持と優良農地の確保を図りなが チングによる、新しいビジネスモデルの展開が期待 ら、営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度の適切な運用 できる。 と理解促進に努めていく。 ソーラーシェアリングは第1種農地でも設置が可 能となる、農水省が認めた新たな農地活用法であ り、営農を前提とした太陽光発電システム設置事業 は農業に支障が出ないよう、2013年3月31日 付け通達において「支柱を立てて営農を継続する太 陽光発電設備についての農地転用許可制度上の取り 扱いについて」を示し、導入に際し一定の条件を付 している。 同事業の導入実績(2017.5.27現在)を 見ると、1位千葉県215件、2位静岡県122 件、3位群馬県103件等となっており、本県は1

上に向けて、県としても普及・啓発に努められたい。

よって、今後の多様な農地活用策と農家の所得向

0件という状況である。

口

答

# 18 社会資本等の整備について

近年、全国的に頻発する大雨・豪雨による災害の 教訓や、特に本県では関東・東北豪雨による災害も 受け、災害に強い県土づくり・減災機能の充実・防 災体制の強化が推進されてきた。折しも7月には、 平成30年7月豪雨による災害も発生し、本県にお いても、すでに想定し得る多くの課題が示唆されて いる。

そこで、引き続き、緊急防災・減災対策事業により、特に緊急度の高い箇所から堆積土除去・調節池設置・急傾斜地対策等のハード整備に、迅速かつ適切に取り組むこと。なお、ハード整備は国土共通の課題であることから、特に安定的な財源確保のための政策推進について、国に対し粘り強く働き掛けること。

同時に、早期対策が必要とされながらも未整備もしくは整備未了箇所について、あらゆる情報を市町と共有かつ住民に周知徹底し、さらに避難・防災訓練等を通じ、あらゆる災害から人命を守るためのソフト対策にも万全を期すこと。特に、平成30年7月豪雨で露見したダム管理に関する行政と住民間の情報伝達・共有についての課題は、本県も水源地としてダムを多数有していることから、今般の災害と同様の想定の元に対策を講じる必要があると思われることから、関係機関と連携し、早期検討に着手すること。

また、県有建築物の長寿命化対策について、長寿 命化修繕計画に基づく適正な修繕・更新に引き続き 取り組むこと。

河川改修や砂防施設整備等の防災対策に加え、河川等の堆積土・立竹木の除去などの減災対策を、優先度の高い箇所から推進しており、継続的に事業を進めるため、市町と連携を図り、国に対し財源確保について要望を行っていく。

また、避難訓練の実施、ダイレクトメールの送付、出前講座を開催するなど、市町との情報共有や住民への周知徹底に努めていく。

ダム管理については、毎年、ダム放流説明会や洪水対応演習等により、関係機関と連携し異常洪水時防災操作に伴う住民への情報伝達方法などの確認を行っているが、この度の平成30年7月豪雨災害を踏まえ、ダム下流の関係市町に対し危機管理体制を再確認するよう依頼をしたところである。国では、平成30年7月豪雨におけるダム操作は規則通り適切だったとしているが、効果的な住民への周知のあり方について検証等の場を設置していることから、今後の動向を注視していく。

県有建築物の長寿命化対策については、栃木県公共施設等総合管理基本方針等に基づき、県民ニーズや建物の劣化状況等を十分に把握し、優先度の高い建築物から計画的かつ着実に推進していく。

○緊急防災·減災対策事業費

1, 400, 000

○公共事業関連調査費

300,000

口

答

# 19 LRT整備に対する対応及び本県の地域公共交 通の今後について

宇都宮市と芳賀町で整備が進められているLRTについては工事着工となったが、依然、沿線関係者の合意形成は進んでいない。LRTは、事業の性格上、仮設供用は不可能であることも勘案し、沿線関係者に対し、丁寧な合意形成を得るよう、宇都宮市や芳賀町に助言すること。

また、LRT関係予算の執行に伴い、宇都宮市では清原・平出両工業団地における事業所税や都市計画税の約16億円がLRTに執行可能と主張しているが、それらの税金は性質上、宇都宮市全体の都市計画事業や公共事業への配分が可能な税収であり、その他の事業配分に影響が出ないか懸念される。県庁所在地でもある宇都宮市の公共事業の適正な執行は、県政に係る公共事業等への影響も考慮されることから、今後のLRT事業整備に伴う予算執行にあたっては、とりわけ県施行に係る公共事業に影響を及ぼさないよう適切に助言すること。

本県の地域公共交通については、2016年4月より、国から自家用有償旅客運送に関する権限移譲を受けたことを踏まえ、同年度、県内への「公共交通空白地有償運送事業」(地域共助型生活交通)の導入、施策支援の参考とするため、道路運送法に基づく公共交通空白地輸送を行う全国の92団体にアンケート調査を行った。その後、比較的利用状況が良好である団体に対して、本県内への導入に向けた知見を得るためのヒアリング調査を実施している。県では、現在、本県への導入に向けたガイドラインを作成中であるが、県内自治体で行われている、さまざまな地域公共交通が確実に維持されるよう努めるものとし、そのための予算を恒久的に確保すること。

本県の地域公共交通は、第三セクター鉄道、生活バス、予約バス、そしてLRT等に支援が行われているが、本県は県域が広大なことや、高齢者の交通事故等が多発していることを踏まえた運転免許の自主返納の取組も充実してきていること等から、本県のどこに住んでいても安心して移動手段が得られる「県民にやさしい地域公共交通ビジョン」(仮称)の策定を行うこと。

宇都宮市及び芳賀町では、個別訪問等により不安や疑問を解消する取組を丁寧に繰り返し行い、9割を超える方々から用地測量への協力意向をいただいていると聞いており、引き続き、両市町には丁寧な説明に取り組むよう、県からも働きかけていく。

また、宇都宮市の予算執行については、独立した地方公共 団体として適切に対応すべきと考えている。また、県施行の 公共事業については、適正かつ円滑な執行が確保できるよ う、必要な調整を行っていく。

地域の公共交通については、とちぎの道路・交通ビジョン に掲げた「すべての人にとって安全・安心・快適な移動手段 の確保」を目指し、県は、従来から行っている第三セクター 鉄道やバス等への運行支援に加え、市町境を越える広域的な バス路線の充実やデマンド交通のより効果的な活用、中山間 地域等の公共交通空白地への地域共助型生活交通の導入等の 取組を先導役となって進めている。

今後とも、各市町の地域公共交通網形成計画の策定を支援 するとともに、交通事業者と連携して、公共交通網の再構築 及び利便性向上に向けた取組を積極的に支援していく。

○芳賀·宇都宮LRT整備事業費補助金 780,000

○芳賀・宇都宮LRT関連交通安全施設整備費 43,740

- 16 -

口

答

# 20 学校の指導力強化と教員の働き方改革について

本県では、教育ビジョンとちぎに掲げているとおり、学校の指導力強化のため少人数学級を推進し、本年度、第4学年の35人以下学級が実現したことは大変評価するところであり、今後は第6学年まで35人以下学級の実現に向けて取り組んでいくこと。しかし、今まで加配されていた教員が振り替えられたことに伴い、教育現場からは困っている等の話を聞く。学力向上等教育環境の充実のためにも、学校現場が必要な教員の加配に努めること。

また、教員の働き方については、2016年度の教員勤務実態調査によると小学校教諭の33.5%、中学校教諭の57.6%が、概ね月当たり80時間超の残業時間であることが明らかとなった。この時間数は厚生労働省が脳、心臓疾患で労災認定される目安としている、いわゆる「過労死ライン」を超えている。

本県教育環境の充実のためにも、そして、現場で働く教員一人一人が教育という自らの仕事に誇りを持ち、やりがいを高めながら健康で充実して働き続けることができるよう、県は教員の働き方改革を進め、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた教育現場の改革に取り組まれるよう望むところである。

本県では今年、教職員に対し勤務の実態等に関する調査を行い、本年度中に学校における働き方改革を推進するプランを策定すると聞いている。小学校では教員の空き時間が週2時間しかないことから、授業準備等現状では時間外に行わなければならない状況となっており、働き方改革を進める上で、教員定数の見直し等の検討も行うこと。

中学校では部活動の指導が課題であり、国においては、部活動指導員の配置事業が始まったが、県内では現在活用している市町がない状況となっている。市町が当該事業を活用するには、県の負担が不可欠であり、市町からは早期の県の予算措置を求める声が聞こえてくる。先ずは、部活動指導員の配置についての調査を各市町に行い、速やかな部活動指導員の配置に向け取り組むこと。さらには費用負担の問題について、他県に先駆けて県独自で負担割合を見直す対策等を行うことと併せて、国に対しても負担割合の見直し等を働きかけられたい。

きめ細かな指導が可能となる35人以下学級は、児童生徒の 学習意欲の向上や問題行動等への対応に有効であることか ら、平成30(2018)年度は、県単措置及び加配の一部活用によ り、小学校第4学年にも拡大したところである。

今後、実施状況等を検証し、より適切な加配教員の活用も 含めた教員の配置について研究していく。

教員の働き方改革に関しては、今年度、取り組むべき方策 や具体的な実践例を示したプランを策定することとしてお り、今後は、このプランを参考に、学校長自らがリーダーシ ップを発揮し、教員が子どもと向き合う時間を確保できるよ う、効果的な取組を進めていく。また、教職員の定数の改善 については、引き続き国に要望していく。

部活動指導員の導入は、教員の負担軽減に効果があると考えられ、また、国、県及び市町の負担により行われることとなっていることから、市町の意向を踏まえ、部活動指導員の 導入について検討していく。

事 答 要 望 項 口 21 交通安全施設整備について 信号機の新設については、地域の要望等を踏まえ、個別に 道路交通において、交通の安全と円滑を図ること 調査・分析した上で、真に必要性の高い場所を選定して設置 を目的に設置される信号機であるが、本県では、こ こ数年、更新時期を過ぎた信号機の更新を行わなけ しており、老朽化した信号機についても、計画的な更新を進 ればならないことから、新規の設置件数が年間15 め、安全・安心な交通環境の確保を図っていく。 件程度に留まっている。 このような状況の中、新設バイパスなどの道路 や、小学校の新設・統廃合に伴い設定された通学路 への信号機新設について、県民から多くの要望があ るが、その期待に応えられない状況となっている。 ついては、生徒・児童など県民の安心安全を確保す るため、信号機の更新を着実に進めるとともに、新 設についても予算を確保し、県民からの要望に応え ること。